

第1種電気工事士免状の取得に 必要な実務経験年数を短縮します！

5年以上

⇒

3年以上

令和3年4月1日～

- ※ 電気工事士法施行規則第2条の4の改正により、令和3年4月1日以降に免状交付申請を行う場合、第一種電気工事士試験の合格日に関わらず、合格された全ての方が3年以上となります。なお、大学・高専の電気工学系を卒業の方は、改正前から3年以上となっております。
- ※ 免状交付申請の窓口が混雑する可能性がありますので、郵送による申請や申請時期をずらすなど、新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください。

【栃木県にお住まいの方のご相談・お問い合わせ先】

栃木県 産業労働観光部 工業振興課 保安担当

TEL 028-623-3196

栃木県電気工事業工業組合（申請窓口）

TEL 028-622-1931